

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 中間とりまとめ（案）
に対する意見募集の結果について

令和5年2月10日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室
電力基盤整備課

令和4年12月27日（火）～令和5年1月25日（水）にかけて、標記とりまとめ案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。ご協力をいただきましてありがとうございました。

記

1. 意見募集期間

令和4年12月27日（火）～令和5年1月25日（水）まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX

4. 意見募集結果

82件（御意見の概要及びそれに対する考え方は別紙参照）

5. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
電話：03-3501-1748

整理番号	該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	p.4「2（1）2）中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成」	再エネを中心とした電力需給体制構築をすべき。「中長期的に必要な供給力を維持・開発していくための枠組みの形成」とあるが、「中長期的には再エネを中心とした電力需給体制構築を目指し、再エネの拡大と柔軟な系統運用の枠組みの形成」とすべき。	我が国の基本的なエネルギー政策としては、「S＋3E」、すなわち、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合を掲げているが、これら全てを満たす単一のエネルギー源がない現状では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要です。 なお、再エネの大量導入とレジリエンス強化に向けて、地域間の電力融通を円滑化する連系線の整備を加速することも重要です。そのため、全国大の送電ネットワークの将来的な絵姿を示す「マスタープラン」を今年度中に策定し、全国規模での系統整備を進めることとしています。
2		1）総論に「今後運用開始が予定されている「容量市場」に加え、脱炭素化を促しつつ、電源の新規投資を対象とした制度的措置等の検討の加速化・具体化を通じ、国全体としての十分な供給力を確保していく必要がある。」とあるが、「十分な供給力の確保」ではなく、「柔軟な電力システムの整備」とすべき。	近年、火力発電所の休止が増加しており、供給力不足が顕在化しており、国全体としての十分な供給力を確保していく必要があります。 今後とも、安定的かつ経済的な電力システムの実現のため、電力システム改革の成果や課題も踏まえつつ、不断の見直しに取り組んでまいります。
3	p.5「2（2）2）容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理」	容量市場は廃止すべき。	容量市場は、自由化された電力市場において、安定供給に必要な電源等の費用を小売電気事業者が公平に負担する仕組みです。電力自由化の進展に伴い、発電事業を取り巻く事業環境は厳しくなっていることから、引き続き、容量市場を着実に運用することにより電力の安定供給を確保してまいります。
4	p.6「2（2）3）緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援」	「脱炭素電源」から原子力、水素、アンモニア、CCSつき火力発電を除外すべき。	第6次エネルギー基本計画にもありますとおり、現時点で安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独の完璧なエネルギー源は存在しないことに鑑みれば、一つのエネルギー源に頼ることはリスクが高く、危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このため、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すと共に、エネルギーのベストミックスの観点から、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。
5	p.6「2（2）3）緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援」	長期脱炭素電源オークションは、導入を撤回すべき。	第6次エネルギー基本計画にもありますとおり、現時点で安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独の完璧なエネルギー源は存在しないことに鑑みれば、一つのエネルギー源に頼ることはリスクが高く、危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このため、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すと共に、エネルギーのベストミックスの観点から、長期脱炭素電源オークションを通じて、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。
6	p.10「3（1）3）発電側課金の円滑な導入」	発電側課金は、導入を見送るべき。再生可能エネルギーにはかけるべきでない。発電側課金の導入に際しては、安定供給に貢献する調整力を有する電源へのインセンティブについても検討いただきたい。	再エネの導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつある中、発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待されています。 発電側に新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、再エネの最大限の導入を妨げないよう、既認定FIT/FIP（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とし、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮し、非FIT/FIPについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととして、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めていくこととされました。 揚水発電・蓄電池への発電側課金に関し、kW 課金については、系統利用者である揚水発電・蓄電池に対しても課金することとする一方、kWh 課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除することとしております。 こうした議論を踏まえ、関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとしております。
7	p.11「3（1）4）分散型エネルギーリソースの活用等による系統運用の高度化」	「今後は、系統混雑や出力制御が前提となる中、出力制御の低減や予見性を高める情報公開が重要となる。」とあるが、再エネの出力を最大限活用することを前提として系統の柔軟な運用を行うべきである。	再エネの更なる導入拡大のため、S＋3Eを前提に、再生可能エネルギーが石炭火力等より優先的に基幹系統を利用できるような系統利用ルールの見直しを進めています。
8	p.12「3（2）3）脱炭素型の調整力の導入・転換支援」	「水素・アンモニア混焼への支援に取り組む」とあるが、これは削除すべき。	第6次エネルギー基本計画において、「2050年カーボンニュートラル実現を見据えた上で、（略）脱炭素型の火力発電への置き換えに向け、アンモニア・水素等の脱炭素燃料の混焼やCCUS/カーボンリサイクル等の火力発電からのCO2排出を削減する措置（アベイメント措置）の促進や、火力運用の効率化・高度化のための技術開発・導入環境整備の推進に取り組む。」とされており、この方針に従い、水素・アンモニア混焼への支援に取り組んでまいります。
9	p.15「4（1）小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保」 p.18「4（2）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	新たに参入した小売電気事業者の公生・公平な事業環境を確保し、消費者の選択肢と安定性を確保するために、大手電力会社に対して、カルテルや顧客情報の不正閲覧などの法令違反に対し厳正な対処をすべき。他の不正の可能性についても厳しく確認すべきである。さらに、公正さや公平性の損なわれている現在の電力システム改革や電力自由化のあり方を根底から見直すべきである。	カルテル事案については公正取引委員会から各社に対し処分案の事前通知が行われ、顧客情報管理の事案については電力・ガス取引監視等委員会により調査等を行っているところと承知しています。これらの事案は、公正な競争、取引を揺るがしかねないものであり、極めて遺憾です。今後、公正取引委員会による処分の正式な決定や電力・ガス取引監視等委員会による調査結果も踏まえて、必要な対応を検討したいと考えております。
10	p.16「4（1）小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保」 p.18「4（2）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	小売電気事業者の経営状況の悪化・不安定化の背景には、電力市場価格の異常な高騰や高騰の長期化がある。まずは電力市場価格高騰への対策を行うとともに、その背景にある大手電力と新電力の経営格差や制度のゆがみを是正すべきである。	今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられます。我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。 また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。 小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。 引き続き、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について、審議会等で議論していきます。
11	p.17～18「4（1）6）その他の課題」	「料金水準や料金メニュー以外にどのような情報が望まれるか、どのような形式での情報が理解に資するか、整理していくことが必要である。」とあるが、託送料金に含まれている原発関連負担金（賠償負担金、廃炉円滑化負担金）を明確に表示すべき。	託送料金に含まれる費用については、経済産業省のHPで情報提供を行っています。その上で、託送料金において回収されている賠償負担金及び廃炉円滑化負担金については、その内訳を、料金明細票等において明記するよう、「電力の小売営業に関する指針」において小売事業者に対して促しています。

12	p.18「4（2）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	送配電部門の分離は、法的分離を改め所有権分離とすべきである。	電力システム改革の議論において、送配電部門を別会社化する「法的分離」にとどまらず、送配電会社と発電・小売会社の資本関係を解消することまでも義務付ける「所有権分離」まで行った場合には、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な「法的分離」の方式が採用され、2020年4月に、送配電部門の法的分離を実施しました。「所有権分離」の可能性については、まずは、「法的分離」を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であると考えています。
13	P18 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について	2020年度以降の電力市場価格の高騰は、大手電力と新電力の経営の格差や制度の欠陥があると思われる。国民にわかる透明性・平等性の高い経営内容の公開と、新電力育成への支援体制が必要です。	今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられます。我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。 また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。 小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。 需要家への情報提供の充実については、本小委員会の中で、引き続き検討を行い、議論を深めていきたいと思っております。
14	全体	令和4年12月22日にGX実行会議がとりまとめた「GX実現に向けた基本方針」p4にある「省エネルギー」について、本文書ではなんの言及もない。電力政策において、GX実現が重要な要素を占めるのであれば、今後の電力政策の方向性を検討する上で「省エネルギー」が勘案されるべきである。	本取りまとめは、電力・ガス基本政策小委員会においてこれまでに議論された内容について取りまとめを実施しているものです。頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
15	全体	原子力は今後の電力政策から除外すべきである。	第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
16	18頁「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	送配電事業は、公共企業1社にまとめるか、50Hz地区・60Hz地区の2社制に再編するべきである。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
17		日本の今後の電力政策に関して、高齢化した原発の再稼働には絶対に反対です	第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
18	3.(1)3の「発電側課金の円滑な導入」	「既認定FIT/FIP（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象」（中間取りまとめ案11頁）との記載がありますが、ここでいう「前年度の入札」としては、再エネ特措法に基づく入札だけでなく、選定事業者によるFIP認定の取得が予定される再エネ海域利用法上の公募（特にラウンド2公募）も含まれますでしょうか。 ラウンド2公募の対象となる洋上風力案件は、供給促進交付金の交付期間（いわゆるFIP期間）中、発電側課金の対象とされますでしょうか、それともされないのでしょうか。	（1）、（2）について 中間取りまとめ案3.(1)3中「（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）」については再エネ海域利用法に基づく公募も含まれます。 （3）について 既認定FIT/FIPについては、電源種にかかわらず調達期間等が終了してから発電側課金の対象となります。
19		原発をもう使わないでください。	第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
20	小売電気事業者に対する規律の強化について	小売り電気事業者の規制を強化する前に、小売り事業者の経営が苦しくなった根本原因である電力卸売市場の価格高騰を制度的に解決すべきである。 大手電力会社（旧一般電気事業者）が電源を8割以上を所有（寡占）し内部取引を優先し、余分な電力を発電しないので電力市場に電気が回らないのが原因である。最初から価格高騰する制度になっており、大手電力会社は利益を拡大し、もしくは小売り電気事業者の経営を圧迫できるように卸価格を吊り上げることができるようになっている。これをまず解決すべきである。	今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられます。我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。 また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。 小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。 旧一般電気事業者の発電部門が自社グループ内の小売とグループ外の新電力とを取引条件において差別しないことを確保し、その透明性を高めることは重要です。このため、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者に対し、内外無差別に卸売を行うことのコミットメントを要請し、各社からは当該要請に基づき実施するとの回答をいただいております。現在、当該コミットメントに基づき、卸売に関する実施状況を同委員会において確認・公表することによりその実効性を確保しています。 また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、スポット市場において供給力の余剰を限界費用で全量市場に供出することとされています。同委員会においては、スポット市場における価格高騰が発生した時点で、入札可能量の全量が適切に市場に供出されているかどうか、大手発電事業者に対して日々確認を行っており、問題となる行為はこれまでに確認されておりません。

21		電力は原発に頼ることはもうやめましょう。世界の趨勢は「再生エネルギー」なのです。(再生エネルギーがほとんどのシェアを占めるまでの原発稼働でしたら仕方のない部分もありますが) またガスも、輸入先を少数国に限定すると、今回のウクライナとロシアとの戦争のようなことになった時は即座に大きな影響を被ります。	化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進める方針を示しています。ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーの安定供給確保が世界的に大きな課題となっています。世界的にも低い水準のエネルギー自給率や、中東への原油依存度、更には、欧米などに比べ再生エネの適地が限られる島国という厳しいエネルギー供給の状況の中でも、安定供給を確保するためには、再生可能エネルギーの導入拡大を進めつつも、原子力発電を含めたあらゆるエネルギー源の活用を進める必要があると考えています。
22	p12	調整力確保に必要な火力発電の充実を最優先とし、その上で蓄電池・揚水の増強、火力発電の脱炭素化、ダイヤモンドレスポンスの拡大などをその時々費用便益分析に基づきバランスよく進めるというロードマップを明示する必要があると考える。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
23		原発を稼働し続けて、電力を供給するのは、安全保障上のリスクや核の放射能汚染、核のゴミ問題があるため、反対です。 原発は、再稼働することを止め、即時、廃炉にするべきです。電力は、火力発電や自然エネルギー(風力、水力、地熱、太陽光)で十分賄えます。	化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進める方針を示しています。ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーの安定供給確保が世界的に大きな課題となっています。世界的にも低い水準のエネルギー自給率や、中東への原油依存度、更には、欧米などに比べ再生エネの適地が限られる島国という厳しいエネルギー供給の状況の中でも、安定供給を確保するためには、再生可能エネルギーの導入拡大を進めつつも、原子力発電を含めたあらゆるエネルギー源の活用を進める必要があると考えています。
24		電力システム改革に関しては、自然エネルギーによる地産地消と地域循環型経済を、地域住民と自治体主導で行う、ということにつきます。 送電網も国民の共有財産と位置づけ、東西の電圧問題解消と同時に、地域分散型の電力体制(小地域ごとにまとめ、他地域の停電の影響を受けないような仕組みと、自地域が停電になった場合にすぐに供給を受けることのできる仕組みの両輪)で、組み立てるべきです。 また、「自然エネルギーによる地産地消と地域循環型経済」を、海外にも輸出できる、インフラ整備事業として取り組み、世界平和、地域格差のない社会づくりに役立てて欲しい。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
25	8頁：あわせて、ローカルシステムの増強規律を定めることにより、効率的かつ着実な系統整備を進めていく。 9頁：再生エネ大量導入とレジリエンス強化のため、我が国の電力ネットワークを次世代化していく必要がある。(中略) 今後の具体的な系統整備に向けては、より効率的な整備に向けて、需要や電源の立地誘導、既存インフラの活用などを検討していくこととする。	再生エネ新規発電事業にとって、系統接続は、立地に加え、資金的にも時間的にも大変重要であり、事業成功の鍵となると考えます。広域連系システムのマスタープランは、2022年度中に策定予定であり、地内一部系統については既に検討を開始、今後、マスタープランで示された将来的な複数の増強方策も踏まえ、個別の系統整備計画について検討が進められることから、「系統利用ルール」、「設備形成・費用負担」と併せ、再生エネ発電事業者及びそのステークホルダーの視点から、政府、電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者からの情報公開・提供、きめ細やかかつ丁寧な支援措置が求められると考えます。 ローカルシステムの空き容量がその上位系統に制約されるケースも散見され、「基幹系統の混雑状況によらず、ローカル系統の混雑状況に応じて効率的・効果的に電源の出力制御を行う観点から、ローカル系統の混雑処理を先に行うこと」について、すみやかに、関連する電気事業制度・運用のご検討をお願いします。	今後の電力ネットワークの在り方については、国の審議会や電力広域的運営推進機関の委員会において議論を進めており、パブリックコメントを通じて御意見をいただく場も設けてきたところ。今後も引き続き幅広く御意見をいただき、政策に反映できるよう努めてまいりたいと思います。 また、ローカル系統でのノンファーム型接続の適用に向けて、検討を進めています。2023年4月1日からは、ローカル系統についてもノンファーム型接続の適用を前提とした受付を開始予定です。
26	10頁：発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再生エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待される。 11頁：こうした議論を踏まえ、関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする。	近接性評価割引とその後継制度について制度自体の動向を知りたく、発電側課金の円滑な導入、並びにお客様及び事業者の予見性確保の観点から、ご相談及びご意見申し上げます。 【知りたい内容】 ・現近接性評価割引制度の存続又は廃止の決定時期とその見通し ・発電側課金導入に伴う現近接性評価制度廃止～新制度への過渡期にかかる経過措置 ・後継制度の内容(発電所の所在地が割引対象/対象外の条件になりうるか否か、など)	現行の需要地近接性評価割引制度は、卸電力取引市場への販売や一般送配電事業者のエリアを越えた取引等には適用されないことに加え、発電側課金における割引制度と趣旨や割引の考え方が重複している面があることから、発電側課金導入時に廃止することとしております。 発電側課金導入後、需要地近接性評価割引を受けていた電源については、発電側課金の割引対象地域から外れる等の場合であっても、発電側課金における割引対象地域の更新時まで限り、発電側課金における割引対象とすることが整理されています。詳細に関しては、「第57回制度設計専門会合」資料4の16ページ目をご確認いただけますと幸いです。 発電側課金における割引制度は、電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるものです。基幹系統に与える影響に着目した割引A(基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引)、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引B(特別高圧系統投資効率化割引)を設定する予定です。詳細に関しては、「第32回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」資料1の21～26ページをご確認いただけますと幸いです。なお、割引対象地域に関しては、今後、各一般送配電事業者が公表する予定です。
27	11頁：4)分散型エネルギーリソースの活用等による系統運用の高度化電源の早期接続や社会コスト低減の観点から、系統増強とともに、既存系統の活用も重要。	本内容については、賛成します。今後更に再生可能エネルギーの拡大には、系統の空き状況を含めた開示情報の充実化も重要になりますので、その旨の方針について追記をお願いします。	「出力制御の低減や予見性を高める情報公開が重要」としており、ノンファーム型で接続する電源について、将来的な事業収益性を適切に評価するためには、系統混雑による出力制御の予見可能性を高めることが重要となるため、ローカル系統についても情報公開及び開示の検討を進めています。

28	15頁：また、今年の春以降、事業撤退や事業縮小する小売電気業者からの中途解約の申込みを受けた需要家が他の小売電気事業者への契約の切替えができず、無契約状態になったり、一般送配電事業者から最終保障供給の提供を受ける事例が増加している。最終保障供給の件数は、4.2万件まで増加している。こうした事象から、電力システムにおける需要家の立場が不安定化していると考えられる。	供給力不足を理由に常時BUの供給を制限することが認められたことにより、「（旧一般電気事業者が）正当な理由なく常時BUの供給量を制限すること」は問題とされるにもかかわらず、「（旧一般電気事業者の保有する）供給余力の有無の判断において、自社小売部門と他の小売事業者で異なるものでないこと」が担保される主体も手続き確保されないまま、新電力に対する新規・追加の供給が制限され始めたことから、常時BUの供給制限も一要因となり、新規の引受停止及び「既存契約の解除」に踏み切らざるを得なくなりました。常時BUの供給量制限が「電力システムにおける需要家の立場」を「不安定化」したとの一要因であることも、事実をしての追加をご検討頂きたいと考えます。	2021年10月26日に開催された第40回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、適切な電力取引についての指針に「正当な理由なくその供給量を制限すること」とあるのは、常時バックアップの申込みがあった時点で、供給力があるにもかかわらず、卸供給や新規・追加の常時バックアップを断ることは問題があるとしつつも、卸供給や常時バックアップの契約が積み重なった結果として、供給能力が不足すると見込まれる場合に断ることは、問題があるとはいえないと、その解釈が明確にされました。その上で、正当な理由なくその供給量を制限している事案は確認されておりません。 なお、旧一般電気事業者の発電部門が自社グループ内の小売とグループ外の新電力とを取引条件において差別しないことを確保し、その透明性を高めることは重要です。このため、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者に対し、内外無差別に卸売を行うことのコミットメントを要請し、各社からは当該要請に基づき実施するとの回答をいただいております。現在、当該コミットメントに基づき、卸売に関する実施状況を同委員会において確認・公表することによりその実効性を確保しています。
29	18頁：これらの取組の更なる徹底と共に、足下発生している課題等を踏まえ、卸電力市場や電力卸売りについて、不断の改善・見直しが必要である。	常時BUを廃止した後も、事後に不十分だったと確認された場合には、再度、常時BUを復活するとの方針のもと、その再施行のための具体的な要件をご審議、ご準備いただくことは、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のために、大変重要と考えます。 今般、常時BUの廃止に向けたご審議においても、新電力、特に、設備を保有しない小売事業者との間において、実質的に共通の環境下で競争を行えるよう、常時BUの運用実態と足元の課題について、民民契約による契約内容が不公正となっていないか、その他交渉経緯等も透明性・公平性を確保の観点から確認した上で、十二分にご審議、ご検討いただけるよう、何卒よろしく申し上げます。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
30	18頁：小売電気事業者の経営や小売電気料金の安定性の観点からは、長期の電力相対卸取引や先渡取引、先物取引等の取引が行いやすくなる環境の整備が重要である。このため、中長期の取引について、既存の先渡取引や先物取引などとの関係も踏まえつつ、改めて、取引の全体像の整理及び必要な対策の検討が必要である。具体的には、どのような主体（市場運営主体や販売主体）が、どのような契約形態（期間・契約ロット（数量）等）の取引を、どのような場で設置するか等の整理・検討が必要となる。	旧一般電気事業者発電部門及び分社化された発電事業者から新電力への電力卸売りの観点からは、内外無差別な卸売りの徹底を図る観点からも、発電設備を保有し販売と分離した旧一般電気事業者と分離していない旧一般電気事業者でどう違っていたのか、必要に応じ、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備を実現するため、電気事業法令、独占禁止法令、「適正な電力取引についての指針」による制度整備・運用のご検討も併せてお願いします。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
31	18頁：新電力のベース電源代替という目的で導入された常時バックアップ（以下「常時BU」という。）については、内外無差別な卸売りが担保できた場合、常時BUを廃止することが適当とされている。	これまで、常時BUは、新電力にとって、旧一般電気事業者との内外無差別が実現するまでの経過措置として、新電力が必要とするベース電源を供給し続けてきました。 昨今のように自由化後の競争環境下において、供給力が不足する際には、旧一般電気事業者と新電力との非対称措置としての常時BUは、従来にも増して、その制度趣旨に則った運用が求められると考えます。	大手電力から新電力への卸売りの観点からは、内外無差別な卸売りの徹底、ベースロード市場の整備、スポット市場における限界費用での余剰電力全量供出といった取組みが継続的に行われており、常時バックアップが導入された当時とは新電力を取り巻く卸電力市場や電力卸売りの環境は異なるものと承知しています。常時バックアップの廃止にあたっては、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も踏まえて、どのようなステップで行うことが望ましいか引き続き検討を行うこととしており、その旨を本とりまとめp18において記載しています。
32	18頁：現在、旧一般電気事業者各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一般電気事業者においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。	昨今実施されたオークション形式の卸供給には、従来には無かった、電源の「転売制限」が新たに課されるなど旧一般電気事業者との公平性の確保、オークションの手続きの透明性の確保が懸念されます。 適取指針に基づく常時BU制度の主旨とは異なり、完全な民民契約にもかかわらず、旧一般電気事業者は転売判断にかかる資料を新電力から提出させ、旧一般電気事業者のみが一方的に「転売」に該当するか否かを判断、供給停止できる、不公平かつ不透明な内容が含まれます。 まずは、旧一般電気事業者の自社・自社グループにも同様の「転売制限」が公平に課されているか否か等、政策・監視当局による確認と透明性の確保は喫緊の課題と考えます。 需要の少ない早朝・夜間や休日を中心に超過分をスポット市場に販売することは、ピークに合わせて電源を固定しに行く小売事業者にとって、同時同量義務の履行、リスク管理の観点から必要不可欠なオペレーションにもかかわらず、一方的に制限する仕組みは電気事業政策としても看過し難い制限と考えます。すみやかな是正措置をお願いします。	内外無差別での卸売りの一環として、オークション形式での卸売りを導入する例が出現していることは承知しています。このような新たな卸売りの方法や形態が内外無差別となっているか否かについては、電力・ガス取引監視等委員会において厳格な監視を行うこととされています。その上で競争と安定を両立する市場・取引環境の整備については、まずは丁寧な実態の把握を行うこととし、引き続き検討を行ってまいります。

33	18-19頁：内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。	旧一般電気事業者による余剰全量供出の未達、ベースロード市場における価格変動リスクの過大な見積りによる供出価格の大幅上昇、卸オークションにおける転売制限による経営介入など、未だ、環境整備や市場監視が十分になされず、条件が整うことが必要との状況と考えます。 「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行った」ことのみをもって「他の新電力の常時BUが優先される」ことが即座に「公正・公正な競争環境が阻害される」との解釈について、常時BUの制度趣旨にかんがみ、慎重かつ丁寧にご審議いただきたく存じます。	大手電力から新電力への卸売りの観点からは、内外無差別な卸売りの徹底、ベースロード市場の整備、スポット市場における限界費用での余剰電力全量供出といった取組みが継続的に行われているとともに、電力・ガス取引監視等委員会により適時適切に監視が行われていると承知しております。 内外無差別な卸売りがなされている中で、常時バックアップが残り続けることは、たとえばある新電力が常時バックアップよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時バックアップが優先されるといった公正・公平な競争環境が阻害される事例が発生しうると考えています。常時バックアップの運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた対応等について、引き続き検討を行ってまいります。
34	19頁：この点「適正な電力取引についての指針」（令和4年11月14日、公正取引委員会、経済産業省）（以下「適取GL」という。）において、旧一般電気事業者が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改定が必要となる。	供給中の常時BUにおいては、旧一般電気事業者の供給都合により、特定期間の減量等制限されるなど、新電力が代替相対電源を確保する猶予が許されない「民民契約」上の課題が発生しており、秘密保持義務も課されていることから不利な協議をせざるを得ない状況となっているとの認識があります。 「優越的地位の濫用の防止」との観点から当事者間で協議は行うもの、更新協議のタイミングによっては、審議する時間の確保もできないといった不利な状況にも立たされることから、「適正な電力取引についての指針」にて規定される制度趣旨（新電力に対する公平な取扱い）を担保することも併せ、廃止についてもご審議いただきたい。	仮に旧一般電気事業者の卸売りに対して、適切な電力取引についての指針及び商慣習に照らし、問題となる行為が見受けられる場合には、電力・ガス取引監視等委員会や公正取引委員会にご相談いただければと思います。 また、内外無差別な卸売りの実現に向けては、コミットメントに基づき、実施状況を電力・ガス取引監視等委員会において確認・公表することによりその実効性を確保しています。
35	19頁：なお、常時BUの廃止にあたっては、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も踏まえて、どのようなステップで行うことが望ましいか引き続き検討を行うこととする。	審議会では、「常時バックアップの適正化に関する具体的な方策」として、「基点の考え方の変更」が示されましたが、この運用の結果として確保可能量がゼロとなることも想定されます。供給を受ける新電力側にとっては、お客様への安定電力のご供給、小売としての供給力確保及び同時同量達成への困難を生じかねる提案とも懸念します。 「基点」は、未利用時の基本料金を支払い維持してきたという経緯も踏まえて公正にレビューするプロセスを踏まえた慎重なご審議により、お客様保護とは相反する、新電力に対する徒な供給量の制限とならぬようお願い申し上げます。 常時BU廃止までは、その非対称措置の制度趣旨にかんがみ、「基点」の有無にかかわらず、全ての新電力は、旧一般電気事業者の自社・自社グループ向けの供給と等しく、かつ、公正に、その申出に応じ、新規・追加にかかわらず、一定量常時BUの供給量を確保されるべきと考えます。	適切な電力取引についての指針においても「電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長時間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくない」とされています。 また、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会においても、足元の発生している事象として、常時バックアップの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が高いことや転売なども報告されており、こういった事象は新電力間の競争環境を歪めているおそれがあります。よって、足元の対応として、運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた当座の対応等の検討が必要であると考えております。具体的な内容については、引き続き議論してまいります。
36	19頁：あわせて常時BUについては、電取委の制度設計専門会において、足下の発生している事象として、常時BUの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いことや転売なども報告されており、こういった事象は新電力間の競争環境を歪めているおそれがある。	新電力が、小売電気事業者として、他社との契約を失ったお客様に向けても、安定供給に努めましたが、卸取引がベースロードでの取引が太宗を占めることにより、お客様の需要ピークに合わせたロングポジションを構成するケースが増加しました。 2021年春から夏、同年秋から冬にかけて、常時BU契約容量を増設、ピーク需要を補うために相対での電源調達も増加させた結果、スポット売り入札量も増えることになりました。 具体的には、需要の少ない早朝・夜間、（常時BUを含む）ベース電源で需要量を超えるため、（常時BUを除く）超過分は、スポット市場に売入札することとなりました。その中でも、常時BU関しては裁定的な取引は回避という制約の下運用を行っています。 審議会における「一部新電力による既得権化云々」との表現は撤回されましたが、既得権化を意識したものではなく、本事象をもってのみで「競争を歪めているもの」ではないことはご理解いただきたく存じます。	御意見として承りました。
37	前述のとおり一義的には、旧一般電気事業者が内外無差別の徹底と常時BUの廃止を行うことが重要であるものの、廃止までに期間において、足下の問題を放置することは望ましくないため、足下の対応として、運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた当座の対応等について、引き続き検討を行うこととする。	常時BUが、自己の需要をカバーする十分な電源を保持していない新電力に対して、不足電力の補給に充てるための措置として、常時BUの締切時間をスポット市場の約定時間前にすることにより、少なくとも「スポット市場での約定を見たうえで、市場との値差収入を得る目的で常時バックアップの使用量を変化する使用は不可能」とされました（第9回電力・ガス基本政策小委員会）。 以降、仮に、常時BUの使用量を変更しても、市場との値差収入も損失も生じ得る状況となっております。より一方的な裁定取引での収益を上げることは不可能な取り扱いになっていると認識しております。 また、旧一般電気事業者にも同様の市場売却が生じ得ることを考慮すれば、「転売問題」との関係は慎重かつ丁寧に整理されるべきと考えます。 したがって、旧一般電気事業者による新電力向けの変動数量契約の実績が、イコールフットイングの観点から十二分であると評価されるまでは、常時BUのオプション価値にかかる契約を、民民契約として当事者間に委ねることは、旧一般電気事業者と新電力との不公平・不平等を助長する懸念があると考えます。	第9回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会電力・ガス基本政策小委員会において、「常時BUの締切時間を前倒したとしても、常時BU価格が月ごとに固定である以上、スポット価格を予測して常時BUの使用量を変更することで市場との値差収入を得る目的を達成することは可能である。」とされており、実際に転売事例が電力・ガス取引監視等委員会により報告されております。

38	21頁：また、節電プログラム促進事業によって、DRプログラムを具備する小売電気事業者が300社近くまで大幅に拡大。DRがありふれたものになる日も近いと考えられる。こうしたことから、今後、次のような類型がさらに拡大していくことが見込まれる。	小売電気事業者がお客様に対して、経済的DRをご提供する場合、電気事業法により小売電気事業者に課されている計画値同時同量、インバランス制度等との考え方の整理が求められると考えます。経済的DRはゲートクローズ後に、一般送配電事業者の介入なく、小売電気事業者とお客様により、（場合によりBGを介し、）直接、電気の需給を上げ下げする仕組みのため、経済DRの更なる促進には、小売電気事業者にとっては、計画値同時同量の遵守とインバランスの回避において、電気事業制度上の矛盾が障壁となると考えます。経済DRは、お客様にとっての安定供給、一般送配電事業者にとっての系統需給調整に資するとの観点から、経済DRに伴う小売電気事業者の同時同量義務及びインバランス回避義務について、今夏の需給ひっ迫に備えて緊急避難的に措置するとともに、改正省エネ法による高度なDRの円滑な施行に合わせて、同時同量義務等、関連する電気事業制度・運用のご検討をお願いします。	デマンドリスポンス（DR）については、小売電気事業者のバルancingグループの計画値同時同量のためのDR（類型1）と、一般送配電事業者が活用する調整力を供出するためのDR（類型2）に区分されます（資源エネルギー庁「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」）。この区分によって、DRは、小売電気事業者の計画値同時同量の達成と、ゲートクローズ後に一般送配電事業者による同時同量の達成の双方に貢献できる仕組みとなっております。
39	21頁：小売電気事業は、「一般の需要」に応じて電気を供給する事業であり、グループ企業等内輪への供給のようなケースは、厳密には小売電気事業として想定したものではない。小売電気事業に対しては、「一般の需要」の需要家保護のために、規律の強化が必要であるが、一方で、需要家が自律性を高めようとする結果出てくる、このようなグループ企業等内輪への供給という事業類型については、自ずと需要家保護の必要性は薄いと考えられる。このため、小売電気事業とは異なり、需要家の自律性に見合った責任と需要家保護の範囲内で電力供給を行えるよう、新たなライセンスの設定も含め、制度的な検討を進めることが必要である。	自社（グループ）内利用の整理は賛成しますが、ライセンス化により過度な制約がないよう制度化を進めていただきたい。	頂いたご意見を今後の政策の検討の参考にさせていただきます。
40		国内での自然エネルギーの掘り起こしに、お金を使うべき。輸入に頼るエネルギーは石油にしろウランにしろ不安定で高価である。	周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国において、将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があります。このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めるなど、エネルギー安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を確保する必要があります。省エネや再エネが重要であることは間違いありませんが、これらに対象を限定することなく、GX実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、あらゆる選択肢を追求していくことが重要であると考えています。
41		原発事故は命と暮らしを長きにわたり破壊し収束できないことを思い知ったわが国で、もはや原子力をこれ以上利用するという考えを破棄する時だ。電気のために命と暮らしを犠牲にする必要は全く無い。ゼロリスクでなければやるべきではない。	東京電力福島第一原子力発電所事故については、第六次エネルギー基本計画に記載の通り、「政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省する」とともに「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と考えております。被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務であり、この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなしえません。そのため、福島復興はエネルギー政策を進める上での原点であることを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や帰還困難区域の避難指示解除、福島イノベーション・コースト構想による新産業の創出、事業・なりわいの再建など、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組む。その上で、原子力の利用に当たっては、事故への反省と教訓を一時も忘れず、安全神話に陥ることなく安全性を最優先とすることが大前提となります。その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。

42		<p>原発を推進するのをやめるべきです。</p> <p>今でも福島の水も処理できず、今でも日本は原子力緊急事態宣言下にあります。日本は地震大国であり、また、戦争など、有事には原発を狙われてしまいます。絶対にやめるべきであると思います。推進するのをやめてください。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故については、第六次エネルギー基本計画に記載の通り、「政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省する」とともに「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と考えております。被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務であり、この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなしえません。</p> <p>そのため、福島復興はエネルギー政策を進める上での原点であることを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や帰還困難区域の避難指示解除、福島イノベーション・コースト構想による新産業の創出、事業・なりわいの再建など、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組む。その上で、原子力の利用に当たっては、事故への反省と教訓を一時も忘れず、安全神話に陥ることなく安全性を最優先とすることが大前提となります。</p> <p>その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
43		<p>戦争になった際に狙われるのは原発です。</p> <p>危険な爆弾を何個も抱えているような状態が今の日本だと思えます。</p> <p>こう言った危険を無くしていく必要がある時代であり、推進は危険な行為です。</p>	<p>原子力発電所への武力攻撃に対しては、イージス艦やPAC-3により対応するほか、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。</p> <p>その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
44		<p>今後の電力政策の方向性について</p> <p>福島の事故を経験した私たちは、もう原発に依存した電力を考えることはできないと思う。あらゆる手段を使い環境負荷のない電力を作ることが大切だと考えます。</p> <p>小水力発電など、どこでも始められ「地域で作る電力を地域で使う仕組み」をつくること、石油由来ではないもので電力を作っていくことが、未来を生きる子どもたちへの大人の責任と考える。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故については、第六次エネルギー基本計画に記載の通り、「政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省する」とともに「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と考えております。被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務であり、この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなしえません。</p> <p>そのため、福島復興はエネルギー政策を進める上での原点であることを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や帰還困難区域の避難指示解除、福島イノベーション・コースト構想による新産業の創出、事業・なりわいの再建など、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組む。その上で、原子力の利用に当たっては、事故への反省と教訓を一時も忘れず、安全神話に陥ることなく安全性を最優先とすることが大前提となります。</p> <p>その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
45		<p>昨今のロシアのウクライナ侵攻からも学びませんか。</p> <p>日本の原発はいとも簡単にやられますね。</p> <p>軍事費もたいそう積み増していこうとなさってますが、原発さえつぶしてしまえば日本は終わりますよ。</p> <p>そんなものために莫大な費用をかけて再稼働、新設など考えるのはおやめください。</p> <p>もっと再エネ、省エネのために大切な税金をお使いください。</p>	<p>原子力発電所への武力攻撃に対しては、イージス艦やPAC-3により対応するほか、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。</p> <p>その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
46		<p>子ども達もの時代に原発の問題を受け継がせるわけにはいきません。</p> <p>原発反対です。地球のこと、命のことを考えて下さい。</p>	<p>第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>

47		この内容で決定することに反対する。少なくとも1年かけて、各地で説明会、公聴会、討論会など十分な議論を尽くすべきである。	御意見の趣旨が不明瞭であるため、ご回答できかねます。
48		火力発電は燃料を他国に依存している等の問題があるが、原発は火力を含めた他の発電方法に比べてコストがかかり、使用済み核燃料の廃棄の面でもデメリットが遥かに大きい。また、事故が起こった場合の影響の大きさは、他の発電を遥かに凌ぐ。よって、原発はもう新たに作るべきではなく、段々と無くしていくのが望ましいと考える。	エネルギー政策を進める上では、経済効率性を含め、エネルギーの安定供給、環境適合などのバランスを考慮することが重要と考えております。また、電源別のコストについては、原子力が他の電源と比較して一概にコストが高いとはいえないと考えております。その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。原子力に対する国民の皆様の懸念の一つが、使用済燃料の行き先が決まっていないことにあることはよく理解しています。政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けた取組を加速してまいります。今後、①国、NUMO(ニューモ)、事業者で体制を強化し、全国のできるだけ多くの自治体に最終処理事業に関心を持ってもらうよう掘り起こしに取り組む。②従来の公募方式と市町村長への調査実施の申し入れに加え、手挙げを待つのではなく、自治体の調査受け入れの前段階から、地元の経済団体、議会等に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討等を申し入れる。③文献調査の受け入れ自治体に対して、政府一丸となった支援体制を構築する。などの具体的なアクションを早急に取りまとめ、文献調査実施地域の拡大を目指し、その実行を加速していきます。また、原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。新規規制基準では、地震や津波など自然災害の想定と対策が大幅に引き上げられるとともに、万が一、重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策も求められており、電源の多重化や外部から冷却を行う設備等の導入など、安全対策の強化が進められています。その上で、周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めて行くこととしております。
49	2. 安定供給に必要な供給力の確保 (p.4～) (1) 安定供給の基盤となる供給力管理メカニズムの高度化 1) 総論 (p.4)	今後の電力政策の方向性として真っ先に来ることは大前提のS+3Eを目指すことであり、“再生可能エネルギーを主力電源として優先的に最大限利用する”ことであり、その具体化を実行するなかで電力の安定供給を目指すべきである。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
50	2) 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成 (p.4)	「中長期的に必要な供給力を維持・開発していくための枠組みの形成に向けた検討を開始する」とあるが、その必要性は11年前から分かっていたことであり、「検討を開始する」では遅すぎである。要するに11年間何も対策をしてこなかったに等しいということになる。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
51	3) 需給ひっ迫時の対応体制の高度化 (p.4)	これはこれからも必要なことである。再生可能エネルギーが主力電源になった時の調整力確保の柱になる。	足元の供給力対策に加え、気象条件により出力が変動する再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく上では、①出力が大幅に減少した場合のバックアップや、②短時間の出力変動の調整を行うための調整力の拡充が不可欠です。このため、これまで一般送配電事業者が各エリアで調達していたこのような調整力を、エリアを超えて広域的にかつ効率的に調達・運用することを可能とする「需給調整市場」の仕組みを導入しており、2024年度までにすべての調整力が段階的に市場取引に移行する方向で制度設計を進めているところです。また、蓄電池やディマンドレスポンスの導入拡大、水素等のゼロエミ火力の活用等を通じた、新たな調整力の確保にも努めています。こうした取組を通じて、供給力だけでなく、調整力の確保にも努めていきます。
52	(2) 十分な供給力を確保する仕組みの構築 (p.5) 2) 容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理 (p.5) ① 容量市場について (p.5)	市場に任せっきりになるとどうなるかは周知のことと思う。支援すべきは支援し、努力を求めべきは求め、市場の健全な育成に努めるのが国の役目である。燃料費高騰で新規の小電力事業者の撤退が続いたようである。まだ体力のない新規事業者の健全な育成によってはじめて電力自由化の目的が達成され、その結果が電力の安定供給につながると思う。やはり事業種の多様性(例えば大手電力会社と新規参入小電力事業者)により、一方が困難な状況の時、もう一方によって補完してもらえれば、大きな支障にならないで済む。この11年間の教訓の一つは、原発に依存した電力会社が多数なら原発が動かせなくなった時に国全体で困窮したことであり、性質が似た大手電力会社のみではなく、多様性のある電力事業者の育成の必要性である。まだ体力のない新規の小電力事業者が退出しないで済む市場の着実な運用が求められる。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
53	② 予備電源制度について (p.5)	「一定期間内に再稼働可能な休止電源を維持する枠組み」は必要であるが、その場合に必要な予備電源は柔軟性である。電源が十分でなくなった時に、いろいろな時間スケールで準備する必要がある。落雷等の事故直後に対応する調整力(小電力でよい)、少し遅くとも対応でき少し長く持つ調整力、それでも回復しない時のための長時間対応可能な調整力等である。特に再生可能エネルギーが中心になった時に必要になる。いろいろな方式が想定されると思うが、何から何まで予備電源にするのではなく、S+3Eを満たす状況に限りなく近づけるという大原則が守られるよう、十分に検討し運用してほしい。(p.12の3の(3)の2)にも関連するが、そこでの「慣性力」の解釈に間違いがあるので、後で意見を述べる。)	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。

54	<p>3) 緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援 (p.6)</p> <p>① 緊急の電源投資支援について (p.6)</p>	<p>「その募集量については、安定供給確保に十分な供給力を確保しつつ、脱炭素化に逆行しないよう必要最小限とする」とあるが、脱炭素だけでなくS+3Eとエネルギー基本計画の「再エネの主力電源化」にも逆行しないようにすることが大切である。あまりにも安定供給なり、脱炭素なりが強調されすぎると本質的問題を見落としがちになるので、注意を要する。</p>	<p>我が国の基本的なエネルギー政策としては、「S + 3 E」（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合）を掲げているところですが、これら全てを満たす単一のエネルギー源がない現状では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要であると考えております。</p>
55	<p>② 計画的な脱炭素電源投資支援 (p.6)</p>	<p>4行目に「競争によるコスト抑制」とあるが、電力自由化の元で競争は必要であるが、一方で将来的に望まれる発電方式（CNでありS+3Eを満たすもの）には育成のための支援は求められる。なお、現行の再エネ賦課金という制度は、結果として“望まれる発電方式”の育成のための支援になっていたのか、検証が必要である。つまり再エネ導入量がそれほど伸びていないこと、その上現在の電気代を押し上げていることの問題である。ついてながら電気代の中には原発を支援する仕組みが整っているが、利用者には見えない仕組み（電源開発促進税や託送料金など）が巧みに取り入れられている。健全な電力自由化、電力市場の運営を目指すためにも電気代の中に組み込まれた仕組みの透明化が必要である。原発の支援部分は隠す一方で、再エネ支援部分は電気代確認のたびに分かるようにしているのではとても電力自由化を目指したとは言えない。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
56	<p>(3) 官民の適切なリスク分担による強靱な燃料調達メカニズムの構築 (p.7)</p>	<p>「燃料調達」も大事であるが、その運用の合間にも燃料調達の必要が無い発電方式の普及にも努めるべきである。そうでなければいつまでも「燃料調達」に奔走することになる。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
57	<p>1) 総論 (p.7)</p>	<p>1) 総論 (p.7) の最後の2行にある「強靱な燃料調達メカニズムを構築すること」は当面必要と思うが、その必要性からの退却が本来目指すもの（輸入燃料依存の低減）であることを常に気にしているべきである。そしてそのためにはどうするかであるが、それがS+3Eを目指すことなのである。（原発推進の文書には常に「安全性確保を大前提」と繰り返して出るので、その真似をすれば常に「S+3Eを目指すことを大前提に」などと付けるべき）</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
58	<p>3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進</p> <p>(2) 脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化 (p.12)</p> <p>2) 変動型の再エネの導入を進めるための調整力の管理・確保の仕組みの構築 (p.12)</p>	<p>ここで、変動再エネが拡大し、火力の比率が低減していく中で、「調整力や慣性力の確保」が重要とされているが、「慣性力」が必要なのは回転式発電機（火発等）の方であり、直流を回路的に交流に変換している再エネ（太陽光等）にとっては必要ないものである。よって再エネが主力になれば、変動を抑えるための「調整力」が必要になるだけである。よって、ここは2)の表題で「慣性力」を入れていないように、「調整力の管理・確保の仕組みの構築」だけにすべきである。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
59	<p>4. 小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップ</p> <p>(1) 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保 (p.15)</p>	<p>このところ小売電気事業からの撤退や縮小が相次いで、結果として需要家の立場が不安定化しているとのことである。そのために「小売電気事業者に対する規律を強化する」とのことであるが、それと同時に小売電気事業からの撤退や縮小がなぜ多発するのか、どういう市場運営にすればそういう事態が減るのか等、もっと多角的に捉える必要があるのではないか。小売電気事業者に対する規律を強化するだけではあまりにも安易すぎないか。結局大手電力会社による寡占状態に戻すだけになるのではないか。制度設計の見直しを検討してほしい。</p>	<p>今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられますが、我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。その上で、このような中においても需要家保護を図るためには、新規参入時の審査や撤退時における消費者への告知ルールの強化など小売電気事業の規律確保を進めていく必要があると考えております。</p>
60	<p>(2) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備 (p.18)</p>	<p>1) 総論 (p.18) で「ベースロード市場の整備」とあるが、ベースロード電源は柔軟性が乏しく変動再エネの調整力としては好ましくないので、ベースロード市場は縮小していくことが望ましい。</p> <p>意見： 5) その他 (p.20) でもベースロード市場が出てくるが、ベースロード電源が必要なくなるよう整備した方がよい。</p>	<p>ベースロード電源は、開発拠点の制約や、初期投資に要する費用が高額となることから、新規に開発することは容易ではないと考えられる一方で、一般に、運転コストが低く、高効率な発電が可能です。また、ベースロード電源は、我が国の電気事業において、低廉で安定的な電気の供給を実現する上で、重要な役割を果たしている電源であると考えられます。電源の休廃止が進展する中、足下の需給状況は非常に厳しいことから、ベースロード電源が適切に費用回収できることが、安定供給と脱炭素を両立させるためにも重要であると考えられます。なお、今後も必要に応じて制度の見直しを行うこととし、どのような段階でベースロード市場を終了するかについては、今後の競争の進展状況等を踏まえて検討することが必要となると考えています。</p>
61	<p>(3) 多様化する小売事業・需要家の形態に応じた制度整備 (p.20)</p>	<p>前後の文章を見ると、旧一般電気事業者、小売電気事業者、そして特定需要供給事業者が定義されているようであるが、各事業者間での競争における公平性が担保されるよう、送配電網の使用も含めて制度整備をすること。特に旧一般電気事業者が有利と思われる制度は見直すこと。大手電力会社による新電力の顧客情報の不正閲覧ができるなど、もってのほかである。</p>	<p>新たなライセンスを設定するにあたっては、既存の事業者との公平性は考えなければならないと考えております。競争上の不利益が生ずることがないよう、ご指摘も参考に検討させていただきます。</p>
62		<p>通読しましたが、明確に「原子力発電の推進・利活用」に繋がる文言が見受けられなかったのは評価できます。とは言え、「脱炭素」や「既存電源の最大限の利活用」という名目で、原子力発電を推進・利活用したり、間接的にそれに繋がる政策を打ち出したり採用しないように、国民の一人として強く要望します。</p>	<p>エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S + 3 Eの大原則が重要であると考えております。この原則を前提に、エネルギー基本計画に記載がある通り、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」方針としております。</p>

63		反省も課題もない中での原発の利用拡大です。やめてください。	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故については、第六次エネルギー基本計画に記載の通り、「政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省する」とともに「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と考えております。被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務であり、この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなしえません。</p> <p>そのため、福島復興はエネルギー政策を進める上での原点であることを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や帰還困難区域の避難指示解除、福島イノベーション・コースト構想による新産業の創出、事業・なりわいの再建など、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組む。その上で、原子力の利用に当たっては、事故への反省と教訓を一時も忘れず、安全神話に陥ることなく安全性を最優先とすることが大前提となります。</p> <p>その上で、第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
64	資料5ページ 2) のマ、容量①市場に関する以下記載について 「2024年度から開始される実際の受渡しに向け、着実な準備を進めるとともに、需給ひっ迫を踏まえた需要想定の内り方や高需要期以外への備え等の検討とも整合をとった運用を進める」	<p>現行の容量抛出金の算出方法の見直しについて検討を行ってはどうかと考えます。</p> <p>具体的には、現行の「需要ピーク時のkWを用いた算出方法」に加え、「高需要期以外の期間も含めたkWを用いて算出する方法」などについて検討することも一案と考えます。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
65		<p>今回の電力不足の1日のうちの2、3時間をどうするかが重要なので、それで原発を動かす、動かさないという議論をするのは短絡的だ。電力会社は未だ独占体制、要は計画経済を維持しているので、どの石炭火力をどこで定期点検するか需要を睨みながら計画しているが、ヨーロッパ型の完全にオープンな市場で、一定の予備力が常に使えるよう市場で維持しておけばこんなことは起きない。</p> <p>短絡的に、安全でも、安くも、クリーンでも、グリーンでも、準国産でも無いばかりか、核のゴミ（死の灰、行き所無し）を貯め被曝労働を強いる原子力発電の稼働を求めることはナンセンスだ。</p>	<p>第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
66		<p>電力市場は自由化が未完のまま、その結果として最近の旧一般電力会社がカルテルを結び公正取引委員会から課徴金を課される事態となったこと、はたまた発電・系統・小売り3社の分離が不十分であるため発電会社が系統会社の顧客情報を不法に閲覧し小売りの事業に利用するというあからさまな法律違反を犯していることが報道されている。</p> <p>これらの事案は法に明確に違反しているばかりでなく、電力システム改革に逆行する企業活動であります。このような事案を当小委員会は全くなかったことのようになんの議論もなく、事務局としても議題の一端にもあげていません。</p> <p>全く小委員会として当然議論すべき事項に目をつむりうわべだけの議論と報告書案を出すことは厚顔無恥としか言いようがありません。</p> <p>旧一電の発販分離(所有権分離)を始めとして電力システム改革の残された課題を残らず解決するとともに、取引監視委員会の抜本的な権限強化(例えば3条委員会とする)を改めて議論し改革案を報告すべきです。</p>	<p>カルテル事案については公正取引委員会から各社に対し処分案の事前通知が行われ、顧客情報管理の事案については電力・ガス取引監視等委員会により調査等を行っているところと承知しています。これらの事案は、公正な競争、取引を揺るがしかねないものであり、極めて遺憾です。今後、公正取引委員会による処分案の正式な決定や電力・ガス取引監視等委員会による調査結果も踏まえて、必要な対応を検討したいと考えております。なお、本とりまとめは、2022年12月までに総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において議論された内容をまとめたものです。</p>
67	p.18「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	<p>2022年12月、大手電力会社によるカルテルや顧客情報の不正閲覧が相次いで明らかになった。また、関西電力の原発マネー不正環流事件、高浜町議員の倉庫高額借り受け、役員報酬の減額補填等、企業のコンプライアンスは完全に崩れている。このような大手電力会社に厳正な対処をするとともに、その他の不正の可能性についても厳しく確認すべきである。電力会社は自浄できない。公正さや公平性の損なわれている現在の電力システム改革や電力自由化のあり方を根底から見直すべきである。</p>	<p>カルテル事案については公正取引委員会から各社に対し処分案の事前通知が行われ、顧客情報管理の事案については電力・ガス取引監視等委員会により調査等を行っているところと承知しています。これらの事案は、公正な競争、取引を揺るがしかねないものであり、極めて遺憾です。今後、公正取引委員会による処分案の正式な決定や電力・ガス取引監視等委員会による調査結果も踏まえて、必要な対応を検討したいと考えております。</p>
68		<p>大手電力の場合、送電網の会社との一体化がいまだに続いており、それが不正を生じさせています。法的分離だけでなく、所有権の分離を肅々と進めることが必要です。</p>	<p>電力システム改革の議論において、送配電部門を別会社化する「法的分離」にとどまらず、送配電会社と発電・小売会社の資本関係を解消することまでも義務付ける「所有権分離」まで行った場合には、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な「法的分離」の方式が採用され、2020年4月に、送配電部門の法的分離を実施しました。「所有権分離」の可能性については、まずは、「法的分離」を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であると考えています。</p>
69	p.5「十分な供給力を確保する仕組みの構築」	<p>1) 総論に「今後運用開始が予定されている「容量市場」に加え、脱炭素化を促しつつ、電源の新規投資を対象とした制度的措置等の検討の加速化・具体化を通じ、国全体としての十分な供給力を確保していく必要がある。」とあるが、「十分な供給力の確保」ではなく、「柔軟な電力システムの整備」とすべき。</p>	<p>近年、火力発電所の休廃止が増加しており、供給力不足が顕在化しており、国全体としての十分な供給力を確保していく必要があります。</p> <p>今後とも、安定的かつ経済的な電力システムの実現のため、電力システム改革の成果や課題も踏まえつつ、不断の見直しに取り組んでまいります。</p>

70	P12 3) 脱炭素型の調整力の導入・転換支援 6行目「～揚水発電の維持・強化など～」	<p>脱炭素型の調整力を大規模に有する揚水発電の採算性向上は重要な課題である。揚水発電の維持・強化のため、以下の政策を推進いただきたい。</p> <p>1) 60～100年とライフサイクルの長い揚水発電所の特性を考慮し、事業者が新規地点の開発や計画的な設備更新を実施できる環境整備。</p> <p>2) 民間では難しい国による新規開発地点の発掘の推進。また、下げ調整力としてより貢献できる可変速揚水発電にインセンティブが働く制度の検討。</p> <p>3) 揚水の採算性を改善するための技術開発とその実機適用のための実証が行える環境整備。</p>	<p>揚水発電は、電力需給ひっ迫時における供給力、及び再エネの導入が拡大する中で、再エネの自然変動を平準化できる蓄電能力を有する発電方式として、その重要性が向上しています。</p> <p>このため、令和4年度補正予算において揚水発電の採算性向上を図る設備投資や新規開発の可能性調査のための支援を行うとともに、電力市場への参加機会の拡大を図る制度の見直しや、今後導入を予定している発電側課金においてkwh分の課金の免除を行うなど、揚水発電の推進に取り組んでおります。</p>
71		<p>昨年12月に判明した次の事実を監督官庁である経産省はどう考えているのか？</p> <p>大手電力会社に1000億円余の課徴金の方針 カルテル容疑 公取委電気事業連合会（電事連）は大手電力10社のカルテルだ。</p> <p>経産省は大手10社と電気事業連合会のカルテルを優遇しない政策を立案するべきだ。</p>	<p>カルテル事案については公正取引委員会から各社に対し処分案の事前通知が行われているところと承知しています。こうした事案は、公正な競争、取引を揺るがしかねないものであり、極めて遺憾です。今後、公正取引委員会による処分の正式な決定も踏まえて、必要な対応を検討したいと考えております。</p>
72		<p>食糧と同様に電力も地産地消を目指すべきだ。</p> <p>そうすれば各地方自治体がそれぞれの地域の特性に合わせて有効な電力システムを構築できると思う。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます</p>
73		<p>原子力発電を使っていない沖縄電力で本年1月1日に出力制御が行われた原発無くても出力制御が起こるのだから、原子力発電なんていらぬ。</p>	<p>第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p> <p>再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると見込まれる時に、電力システム全体の安定供給を支えるべく、需給バランスを保つために行われるものです。再エネ出力制御量を可能な限り低減するため、蓄電池の導入や、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備などの取組を進めてまいります。</p>
74		<p>日本列島は原子力無しで2年間過ごした。</p> <p>死の灰を排出する原子力発電は直ちに止めるべきだ。</p>	<p>第六次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
75	19ページの注射8に記載の「常時バックアップの解除に際して、何を持って内外無差別な卸売りと判断するかという考え方について、明確化するべきではないか」	<p>19ページの注射8に記載の「常時バックアップの解除に際して、何を持って内外無差別な卸売りと判断するかという考え方について、明確化するべきではないか」という委員意見は非常に重要であり、強く支持する。</p> <p>現状では、「内外無差別な卸売」が実現している状態とは、自社小売部門と社外新電力等との間で取引量や価格面において、具体的に何が実現している状態を指すのかが明確に書き物として整理されていないこともあり、内外無差別卸の解釈について、旧一電、新電力、規制当局間で同床異夢になっているのではないかと懸念しております。電取委におかれては、本委員意見を十分踏まえた上で、今後早期に検討を進めて頂くことを期待する。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
76	P19の中段の文章	<p>過去の審議会資料の記載との整合性等を踏まえ、以下の修正を要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>このため、卸電力市場と需給調整市場の取引最適化を図ることが必要であり、現在、「Three Part Offer (中略)を導入するとともに、kWhとΔkWを同時に約定させる仕組み」について、「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」において、有識者・事業者からの意見を踏まえ、総合的な観点から検討が行われている</p> <p>(修正案)</p> <p>このため、卸電力市場と需給調整市場の取引最適化を図る観点から、中長期的な電力システムのあるべきひとつの姿として、現在、「Three Part Offer (中略)を導入するとともに、kWhとΔkWを同時に約定させる仕組み」について、「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」において、有識者・事業者からの意見を踏まえ、総合的な観点から検討が行われている</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
77	P12	<p>「脱炭素型の調整力確保」とあるが、脱炭素型の発電がどういふ発電が当てはまるのかは、この文章からはよくわからないように思う。</p>	<p>例えば、揚水発電や蓄電池等を想定しています。</p>
78	P18	<p>東京電力は、燃料費の高騰により損益が発生し、電気料金の価格の見直しをした。東京電力は、経済産業大臣へ規制料金について、2023年6月1日から平均29.31%の値上げを申請した。一気に料金の約3割の上昇は、需要側では急に大きな負担をしていくことになる。こういった急激な変化を緩和する手立てを制度として考えておく必要はないか検討していただきたい。</p>	<p>世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気料金の上昇は、日本の経済社会に広範な影響を与えていると認識しています。電気料金は、春以降さらに上昇する可能性があり、家庭や企業などの負担増加が見込まれます。この状況に対応するため、急激な電気料金の上昇による変化を緩和するという趣旨で、小売事業者などを通じて、使用量に応じた料金の値引きを行い、影響を受ける家庭・企業などの負担を軽減する事業（「電気・ガス価格激変緩和対策事業」）を実施いたします。具体的には、値引き単価を低圧契約：7円/kWh、高圧契約：3.5円/kWhとし、春に先駆けて1月使用分（2月請求分）から値引きを開始いたします。</p>

79		<p>以下を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 藻からつくる発電燃料の開発促進 2. 多様な発電方式の開発促進と地産地消による送電負荷の低下 国立公園・温泉地など地熱発電の立地制限の徹底的緩和による地熱発電の促進、積極的なバイナリー方式による地熱発電の導入、可燃ごみ、間伐材、端材等による小規模発電をきめ細かく導入する 3. 送電方式 串団子型の9電力グループ間の送電網における串の部分複数にする、50サイクルと60サイクル間の変換装置を増やす、50サイクル及び60サイクルの両発電が可能な発電所から必要とされるサイクルの電力が送電できるよう、現行の送電網を使い分ける方式を工夫する、直流送電が有利な送電環境においては、直流送電を積極的に導入する 4. 電力消費を極力抑える 石油ショックの時のように、夜間の照明や深夜のTV放送の徹底的な制限を行う 5. その他 太陽光発電による過剰な電力が生じた場合、電力会社が揚水発電所を有効に活用しているかのチェック機能を充実させる、2011年の福島原発事故後の大雨で、東北地方の水力発電所が軒並み発電不能となったことがある。原因は流木等によるものと報じられたが、今後は官憲による速やかな現場検証が必要である、カーボンニュートラルが世界の趨勢になっているが、地震国の日本に原発は、危険極まりない。日本は原子力発電から即刻脱却し、化石燃料の使用を自然エネルギーによる発電が整うまで繋ぎで使用すると開き直るのも一案 	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
80		<p>原子力発電に依存せぬ様をお願いします。 福島第一原発は未だ継続中です。 核燃料使用後の後始末も先送り、先送り、未来永劫、解決出来ません。 エネルギーは 地産地消が本来のあるべき姿なので 各家庭、各企業で、あるいは各地域での発電、蓄電の開発に尽力すべきと考えます。 膨大な電力を消費するリニアモーター計画は撤回すべきです。 世界が一丸となって 省エネと自然・再生エネルギーの開発に取り組んでください。</p>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国において、将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があります。 このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めるなど、エネルギー安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を確保する必要があります。 省エネや再エネが重要であることは間違いありませんが、これらに対象を限定することなく、GX実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、あらゆる選択肢を追求していくことが重要であると考えています。</p>
81		<p>原発再稼働しても果たして電気料金は下がるのか？ 利権だらけで搾取ばかりする構図が問題であるのだからきちんと対応いただきたい</p>	<p>原子力発電所が再稼働した場合の電気料金への影響については、不確定な要素も多いことから試算は困難ですが、原子力発電所の再稼働が進み、火力発電の燃料費が抑えられれば、電気料金の抑制に寄与するものと承知しています。</p>
82	<p>p.18「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」</p>	<p>2012年12月、旧一電によるカルテルや顧客情報の不正閲覧が相次いで明らかになった。公正さや公平性の損なわれている現在を踏まえ所有権分離すべき</p>	<p>電力システム改革の議論において、送配電部門を別会社化する「法的分離」にとどまらず、送配電会社と発電・小売会社の資本関係を解消することまでも義務付ける「所有権分離」まで行った場合には、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な「法的分離」の方式が採用され、2020年4月に、送配電部門の法的分離を実施しました。「所有権分離」の可能性については、まずは、「法的分離」を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であると考えています。</p>
83		<p>電力の安定供給には安定電源の確保が必須である。しかしながら、原発以外の電源（火力・水力）の計画外停止率は数%に過ぎないが、原発の計画外停止率は実質的には10%もしくは20%にも及ぶ。原発は最も不安定な電源である。これが原発の実態である。原発を安定電源というのは根本的に誤っている。もっとも不安定な電源が原発である。そのような原発を活かせないといけない。</p>	<p>エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S + 3 Eの大原則が重要であると考えております。この原則を前提に、エネルギー基本計画に記載がある通り、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」方針としております。</p>
84	<p>2. 安定供給に必要な供給力の確保 P5 (2) 十分な供給力を確保する仕組みの構築</p>	<p>従来通り、容量市場については発電機のみ維持で足りるとする発想であり、kWh、燃料及び人員の持続的確保への資金還流に対する目配りが無い。 火力発電事業者で定量的な稼働保証を行う等、発電所単体の維持管理費用の制度確保に加え、燃料、周辺物流インフラ（ターミナル、貯蔵設備、転送設備、関係要員等）維持の費用確保を制度的に認めないと持続的な安定供給は困難である。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
85	<p>P.7 (3) 官民の適切なリスク分担による強靱な燃料調達メカニズムの構築</p>	<p>SBL、及び地域及び全国大の燃料融通の枠組みの構築で燃料調達リスクに対処できるというメカニズムのようにみえるが、これらの仕組みは現在どこにもないため、移行期の対応には役に立たない。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
86	<p>3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進 P8 (1) カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ</p>	<p>「値差収益を原資として電力広域機関から計画の実施事業者に対し貸付」とあるが、ほぼ送配電関係者で構成される電力広域機関には仕組みをこなし切れるとは思えず、政府系金融機関等に預けるべきではないか。</p>	<p>値差収益は基幹系統の容量制約から構造的に発生するものであることから、系統の容量制約の解消に資する基幹系統の整備に要する費用に充てることが適当であり、当該収益を扱う主体としては、我が国の電気事業の広域的な運営について検討する主体である電力広域機関が適切と考えております。電力広域機関の体制等については、頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
87	<p>P.12 (2) 脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化</p>	<p>「脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化」が実効性を持つ前に 既存安定電源退出進行による需給バランス悪化が懸念されるところ、 当面は既存電源と従来型の燃料調達構造の維持を先行させ、変動再エネ導入速度との均衡を図るといった運用思想の暫定的な変更が必要と思慮する。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

88	4. 小売り事業/市場・取引環境/制度のバージョンアップ P.18 (2) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備	常時バックアップは内外無差別が達成されれば必要ない。ただし内外無差別がどのような状態を指すのかについてはかなり議論を要するため、時間を消費する懸念がある。 そもそも常時バックアップの存廃が問題となるのは、内外無差別よりは供給力不足、安定電源退出が根本の原因であり、内外無差別をことさら議論することで、重要な論点が覆い隠されるのではないかと懸念する。 安定電源維持のための費用負担の在りようとして電源側の義務を速やかに議論すべきである。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。 国全体として効率的に必要な供給力を確保するための仕組みとして容量市場が導入され、2024年から実際に受渡しが開始されることとなっています。
89		昨今の旧一電の「のぞき見問題」について。これについては、2013年の最初の電力システム改革の際に、所有権分離か法的分離かで議論になった際に、「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする。」(p33)に今回違反したのだから、所有権分離すべき。	電力システム改革の議論において、送配電部門を別会社化する「法的分離」にとどまらず、送配電会社と発電・小売会社の資本関係を解消することまでも義務付ける「所有権分離」まで行った場合には、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な「法的分離」の方式が採用され、2020年4月に、送配電部門の法的分離を実施しました。「所有権分離」の可能性については、まずは、「法的分離」を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であると考えています。
90		柔軟性を最大化することに注力すべきで、現状の九電などが実施している出力制御（出力抑制）の見直しが必要。	再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると見込まれる時に、電力システム全体の安定供給を支えるべく、需給バランスを保つために行われるものです。再エネ出力制御量を可能な限り低減するため、蓄電池の導入や、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備などの取組を進めてまいります。
91		ロシアによるウクライナ侵攻による世界的なエネルギー危機もあり、原発回帰を軸とするエネルギー政策の転換が行われようとしているが、福島原発事故やかつてのオイルショック（昭和48年）を教訓として再生可能エネルギーの活用を急ぐべき。今回の「中間とりまとめ」は逆コースとしか考えられない。国家的プロジェクトとして投資を促し、太陽光、風力、地熱、波力など島国の特性を活用する政策への転換が急務である。	化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進める方針を示しています。 ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーの安定供給確保が世界的に大きな課題となっています。世界的にも低い水準のエネルギー自給率や、中東への原油依存度、更には、欧米などに比べ再エネの適地が限られる島国という厳しいエネルギー供給の状況の中でも、安定供給を確保するためには、再生可能エネルギーの導入拡大を進めつつも、原子力発電を含めたあらゆるエネルギー源の活用を進める必要があると考えています。
92	該当箇所：p.4「2）中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成」	「燃料調達リスクの高まりなど、昨今のエネルギーをめぐる内外の情勢変化を踏まえ、電力の安定供給の価値が再認識されている。」とあるが、中長期的には再エネの拡大をこれまで以上に実施すべき。再エネへの開発を後押しする政策とすべき。	我が国の基本的なエネルギー政策としては、「S+3E」、すなわち、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合を掲げているが、これら全てを満たす単一のエネルギー源がない現状では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要です。 なお、再エネについては、国民負担を抑制しつつ、地域との共生を図りながら、最大限の導入拡大を図ることが政府の基本方針です。エネルギー基本計画では、2030年度に再エネ比率36～38%という目標を掲げており、再エネの導入に向けた取組を進めてまいります。
93	p.16 (1) 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保	まずは電力市場価格高騰への対策を行うべき。「小売電気事業者自身においては、市場リスクの管理、必要な資金の確保等、適切に経営管理を行うことが必要である」とあるが、そもそも電気という代替の商品がないという特殊な卸取引であり、長期化している電力市場価格の高騰への対策を怠っているために指摘されているように「需要家の立場が不安定化している」のである。	今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられます。我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。 また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。 小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。 その上で、このような中においても需要家保護を図るためには、新規参入時の審査や撤退時における消費者への告知ルールの強化など小売電気事業の規律確保を進めていく必要があると考えております。
94	p.17 6) その他の課題	需要家向け料金メニューの託送料金に含まれている原発関連費を外だしに表示すべき。	託送料金に含まれる費用については、経済産業省のHPで情報提供を行っています。その上で、託送料金において回収されている賠償負担金及び廃炉円滑化負担金については、その内訳を、料金明細票等において明記するよう、「電力の小売営業に関する指針」において小売事業者に対して促しています。
95	p.18「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」	送配電部門の分離は、法的分離を改め所有権分離とすべきである。	電力システム改革の議論において、送配電部門を別会社化する「法的分離」にとどまらず、送配電会社と発電・小売会社の資本関係を解消することまでも義務付ける「所有権分離」まで行った場合には、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な「法的分離」の方式が採用され、2020年4月に、送配電部門の法的分離を実施しました。「所有権分離」の可能性については、まずは、「法的分離」を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であると考えています。
96		脱炭素社会に賛成、同時に脱原発も目指してほしい。	周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国において、将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があります。 このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めるなど、エネルギー安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を確保する必要があります。
97	8ページ、送配電網について、	送配電事業は大手9電力から切り離し、公的なものとして運用すべき。	送電網につきましては、用地の取得、設備の調達、保守・管理等の面で、民間の創意・工夫が最大限に発揮されるよう、コスト意識をもって事業を行うことが重要であるため、送電網を国有化することが適切であるとは考えておりません。

98	2. 安定供給に必要な供給力の確保 2) 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成	<p>時代のフェーズは、省エネ・創エネ産業の振興、および地産地消による衣食住（エネルギー含む）の【身の丈生産・消費】による需給効率化であるだろう。</p> <p>短期的には 特に冬季の電力逼迫による再稼働圧力を下げるために節電、市民レベルでは特に住居の開口部などの断熱による熱コントロールが重要。できれば、太陽熱を自分たちで取り入れるパッシブソーラー術や温水をペットボトルなどで作る工夫など手軽にできる光熱費低減策の普及啓発。事業所レベルでは設定温度の徹底（厚着）やサーキュレータなど【部屋の上層に溜まった熱】と【床付近の底冷え】を何とかする工夫が必要。</p> <p>中期的には 太陽光パネルの清掃や機器類メンテナンスによる発電効率低下の阻止、太陽高度や反射パネルなどによる集光率アップの施策、家庭では省エネ改修などの検討。（温泉宅配や一部の銭湯で行っている温水の宅配のような）温水熱配送サービスの検討や斡旋。</p> <p>長期的には バイオマス火力発電事業者とのバックアップ体制の構築による再エネ電力需給の平準化、蓄電事業やEV連系（V2C）事業者との提携の方向性（電力ピークカット効果による石炭火力、原子力発電の必要可能性除去） その一方で環境破壊を引き起こすメガソーラー、輸入バイオマス燃料を使う大型バイオマス発電所、住宅地に隣接する大型風力発電などは、グリーン・ウォッシュ度数を評価する基準を定めて、あまりにも酷いものについては認可を取り消すべきである。</p>	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
99		<p>電力網の中で石炭火力の延命を図るための小細工であるアンモニア混焼とか、LNGガス火力の調節に期待するなどの項目ではGXの対策全体が大きく現実と乖離したことになるでしょう。結局、石油のみではなく化石燃料全般の高騰が、今後の世界の基調となることを大前提とすべきです。</p> <p>また、出力調整の効かない原発はそれが難しい石炭火力と同様に早期退役させる必要があります、それによって初めて、再生可能エネルギーの主力化が進められます。この関係性について何も記述がありません。変動する再生可能エネルギーを如何に出力抑制させずに活用するのか、このいわゆるフレキシビリティを確保するための知恵を発揮することなしでは国際競争力の上でも負けてしまう電力価格高騰を招くことは必定です。</p>	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
100		気候の変化に二酸化炭素排出量は関係ないので、高効率の天然ガス発電や石炭火力発電も使用すべきだと考える。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
101		<p>今後の電力系統連系のあり方は、策定過程の初期から、公聴会や討論型世論調査などの形で一般国民が参加し、一般国民が意見を述べて意思を表明し、その利害を反映させる機会を設けるべき。</p> <p>電力系統連系の増強は、今後、長期にわたり、数兆円単位の資金投入を必要とし、全国各地の国民各層の便益に関わる事業である。にもかかわらず、これまでの策定過程で政府は、国民に対してもメディアに対しても積極的に情報を開示してこなかった。</p>	今後の電力ネットワークの在り方については、国の審議会や電力広域的運営推進機関の委員会において議論を進めており、パブリックコメントを通じて御意見をいただく場も設けてきたところ。今後も引き続き幅広く御意見をいただき、政策に反映できるよう努めてまいります。
102	3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、 脱炭素電源の導入推進 (1) カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ	<p>太陽光や太陽熱、廃棄物の利活用など、費用対効果も優れている上に【簡単にすぐ出来る】技術の開発・普及を後回しにして、原発やCCUSのような技術開発やその展開に多大な費用と時間が掛かる【ウルトラC～G】的な超々難易度の技術の開発促進を行うのは大きな間違いである。</p> <p>送電網について現状旧大手電力の延長のような旧弊然とした送電会社についての経営母体や運営方法について完全に旧体制を一掃して、真に【接続の公平性】を担保させる仕組み・制度の再構築が必要である。</p>	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
103		<p>エネルギーの安定供給をめざすなら、原発は除外すべきです。事故を起こさないまでも、使用中にも、また使用後も核廃棄物を出し続ける原発を使い続けることには、日本のみならずグローバルな意味でも未来への責任を問われます。日本の発電業者にとっては、既に不良債権ものです。これ以上、無駄な投資を強要するような政策は、国民の不利益を生み出す可能性が高く、やめていただきたいと思います。</p> <p>その代わり、未来に繋がる再生可能エネルギーの最大限の活用に、迅速に舵を切り、日本の優秀な技術や人材を生かして、気候危機に不安を抱く若い人たちが現場で意欲的に活躍できるようにしてください。</p>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国において、将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があります。</p> <p>このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めるなど、エネルギー安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を確保する必要があります。</p> <p>省エネや再エネが重要であることは間違いありませんが、これらに対象を限定することなく、GX実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、あらゆる選択肢を追求していくことが重要であると考えています。</p>
104	3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、 脱炭素電源の導入推進 4) 分散型エネルギーリソースの活用等による系統運用の高度化	ここ数年工場や物流センターなどでも電力の地産地消だけでなく余剰電力自家託送の動きが少しずつ広がりがつある。電力需要そのものが少なくなれば必要となる無効電力も少なく、ケーブルも細くなる。必要とする設備の規模が小さくなればメンテナンス負荷や費用を軽減させることができる。自らの企業活動によって電力設備市場を増大させ、その建設からメンテナンスまでを必要以上に増大させてきた業界企業を除くと、それら設備規模の縮小によって得られる効果は社会にとっては大きい。つまりは良いことづくめではないだろうか。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。

105	4(1)3中途解約時における規律の強化について	<p>中途解約ないし自動更新の拒否に関して、意義を明確にされたい。</p> <p>例えば、従前1年間の自動更新がある電気供給契約を締結中であったが、小売電気事業者より、その契約期間の満了をもって従来比数倍の料金を提示されたようなとき、条件が変更されていれば自動更新を拒否しているものと扱われるのか。</p> <p>案においては、「需要家に対して小売供給契約の中途解約を申し出、供給を停止するケース」とあり、事業者が供給を停止しなければ、事業者が実勢価格に見合わない提案を行うことによって需要家側から断ることを狙うということで、実質的に本案の趣旨を潜脱できてしまうのではないのか。</p>	<p>自動更新とは、契約期間満了をもって自動的に同条件で契約期間が更新されることを指しています。よって、契約期間満了の前に小売電気事業者側から同条件において契約を更新しない旨の申出がされた場合に「自動更新の拒否」として規制の対象に該当することとなります。</p> <p>なお、ご指摘の規制回避の事案については、自動更新契約における契約条件の変更は、双方の合意がないことには成立しないことから、仮に需要家が当該提案を受け入れなかった場合には、小売電気事業者は①当該需要家との契約を解約するため、解約の申入れを行うか、②継続して協議を行うこととなると思いますし、また、その後も仮に両者の合意や一方当事者から更新しない旨の意思表示がないままに、契約期間が満了した場合には、自動更新条項によりが期間が更新され、同条件での供給を行うこととなると考えられます。</p>
106	P19 (2)競争と安定を両立する市場・取引環境の整備 3)短期的・柔軟な取引の観点	<p>現在、スポット市場、需給調整市場ではエリア毎に高値や平均取引価格などが開示されているが、時間前市場ではエリア毎の情報は開示されておらず、どういう地域で高値がついているか？など市場の動向が不透明である。そのため、三次調整力2の時間前市場への売り入札をしたとしても、約定できるかどうか？わからないため、入札行動を促すためには、各市場の情報をできるだけ統一し、情報が閲覧できることも極力一元化することで、電源の余力を入札しやすい状況となるため、情報開示の一元化、情報の質（地域毎の取引価格など）も統一することを検討いただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、市場参加者のニーズとして、一般社団法人日本卸電力取引所に伝えさせていただきます。</p>
107	4. 小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップ 3)短期的・柔軟な取引の観点	<p>2020年末～2021年初の電力市場高騰の問題については、2020年末～2021年初のLNG需給の予測・予見が想定外の寒波によって【大幅に】狂ってしまったことが根本的な電力需給価格高騰の根本的な原因ではなかったか。それらの事実を予め告知したり、詳細に述べないまま、一方的に寒波のせいにして電力価格に転嫁するのは、如何なものか。コロナ禍とはいえ、需要の増減に対するの見通しの甘さ（予見とリスク分散の失敗）が招いた電力各社の需給リスクヘッジの失敗ではないか。今回このような高騰のリスクに対してのストッパー（株価でいえばストップ高など、取引停止措置）が存在しない市場でのリスクが顕在化したからには、市場の健全化と同時に市民電力側も何らかの自己防衛的予防措置を講じておく必要があるのではないのか。</p>	<p>2020年度冬期の市場高騰については「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ」において、その要因や今度の対策をまとめております。</p> <p>2021年秋頃からの卸電力市場価格の上昇は、一義的には、燃料価格が上がったことが考えられます。我が国が発電量の多くを火力発電により賄っていることに鑑みれば、市場として自然な動きであると考えております。</p> <p>また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。</p> <p>小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。</p>
108		<p>電力の全面自由化になったとき、色々なことが想定できたはずであります。</p> <p>一番の問題は、多くの指摘を無視して、送電網の拡充を早急にしなかったことだと思います。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
109	3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進 3)脱炭素型の調整力の導入・転換支援	<p>送電網はこれまでは社会生活や産業活動に欠くべからざる重要なインフラであった。しかしこれからの社会ではその維持や災害復旧などに多額の負担や資源が必要になり、重荷になりつつある。その点で地域内で完結させるマイクログリッドの考えは重要である。北海道のブラックアウトの際には水力発電や風力発電、太陽光発電などの再エネが稼働できていたにも関わらず、発電量を大きく上回る広域での電力需給に対応できないがために、使われず打ち捨てられた。同時期にベースロード電源を優先するという名目の下に九州の再エネ出力抑制も行われた。広域電力網の負の側面をそのままにしておいてはいけない。</p>	<p>再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると見込まれる時に、電力システム全体の安定供給を支えるべく、需給バランスを保つために行われるものです。再エネ出力制御量を可能な限り低減するため、蓄電池の導入や、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備などの取組を進めてまいります。</p>
110		<p>日本を2050年までに原発も化石燃料も使用しない自然エネルギー100%社会とすることを予定した送電網の整備を計画すべきである。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
111		<p>今後のエネルギー政策に原子力は除外すべきである。原子力緊急事態宣言は解除されないうまま、多くの人々に被曝をしいたまま原子力政策を推進することは、この国を滅亡へ導くことに他ならない。</p> <p>原子力は人類とは共存できない。</p> <p>電力政策は、エネルギー生産を増大することではなく、今後の日本の在り方、地球全体の市民生活の在り方まで含めて考慮すべきである。</p> <p>前へ進むのが人類の幸福に繋がるのではない。</p> <p>単にエネルギー消費を増大させるのではなく、省エネルギーを含めて政策を勘案すべき。</p>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国において、将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があります。</p> <p>このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めるなど、エネルギー安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を確保する必要があります。</p> <p>省エネや再エネが重要であることは間違いありませんが、これらに対象を限定することなく、GX実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、あらゆる選択肢を追求していくことが重要であると考えています。</p>
112	4 p 下から2行目 このため、供給計画を通じて個別の発電設備の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握し、需給管理の高度化を図る。	<p>どこがこれを行うのが明確に書かれていない。供給計画の提出先である広域機関がやるということか。電力自由化により、正確な需給情報の把握が難しくなっているのではないのか。</p>	<p>供給計画とは、今後10年間の需給見通し、発電所の開発や送電網の整備等をまとめた計画で、電気事業法に基づきすべての電気事業者は国に届け出る義務があります。電力広域的運営推進機関が供給計画を取りまとめることにより、短期から中長期までの全国・供給エリアの需給バランスを一元的に把握・評価しています。</p>
113	5 p (2)十分な供給力を確保する仕組みの構築 1) 総論	<p>総論7行目に「今後運用開始が予定されている「容量市場」に加え、脱炭素化を促しつつ、電源の新規投資を対象とした制度的措置等の検討の加速化・具体化を通じ、国全体としての十分な供給力を確保していく必要がある。」とあるが、容量市場も、新規投資への制度的措置も、火力発電を温存するしくみになっている。脱炭素を促すためには、再生可能エネルギーを基本として、柔軟な電力システムを整備すべきであり、現在の措置の加速化、具体化はこれを阻害すると思われる。</p>	<p>容量市場は、自由化された電力市場において、安定供給に必要な電源等の費用を小売電気事業者が公平に負担する仕組みです。電力自由化の進展に伴い、発電事業を取り巻く事業環境は厳しくなっていることから、引き続き、容量市場を着実に運用することにより電力の安定供給を確保してまいります。</p> <p>また、2050年カーボンニュートラルや2030年度のマイナス46%という削減目標の実現に当たっては、再エネのみならず、原子力、火力、水素などあらゆる選択肢を追求することで、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保することが重要です。再生可能エネルギーについては、野心的な目標達成に向けて、太陽光や洋上風力の導入拡大、系統運用ルールの見直しや送電設備の整備に取り組みなど、地域との共生を図りながら、あらゆる施策を総動員してまいります。</p>

114	5 p (2) 2) 容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理 予備電源制度について	供給力確保のための制度として、3つめの制度が検討されているということだが、前の二つを白紙にして、供給力確保と予備電源の備えについての制度を再構築すべきである。	電力の安定供給は国民生活や経済活動の基盤です。今後とも、必要な対策を講じつつ、電力の安定供給の確保に向け、必要な対策の検討と実行に取り組んでまいります。
115	15 p 4. 小売事業/市場・取引環境/制度のバージョンアップ (1) 小売電気事業者に対する規律の在り方 1) 総論	小売新電力は、電力自由化の主要なプレーヤーであり、電力システム改革に欠かせない存在であるにもかかわらず、撤退が相次いでいる状況は憂うべきである。この原因となる市場価格の高騰を、自由化市場と云う理由で放置しているのは、遺憾である。市場高騰の原因は、独占市場時代の弊害であり、市民の生存にかかわる電気の価格が投機的に乱高下する状態を放置することはゆるぎない。まっとうな競争状態を創出できるための市場改革が必要である。	今般の小売電気事業者の廃止等の背景としては、一義的には、燃料価格や卸電力市場価格の高騰が考えられます。我が国では、発電量の多くを火力発電により賄っており、燃料価格高騰に伴い、卸電力市場価格が上昇すること自体は、市場として自然な動きであると考えております。また、足元のこのような状況は、日本だけではなく、諸外国においても生じていると認識しております。小売電気事業は、資源価格や市場価格の変動等のリスクがある中で、どのようにして需要家に対し安定的な電力供給の提供を行うかが事業戦略上重要であります。資源エネルギー庁としては、小売電気事業者向けのヘッジ手法等に関する勉強会や市場価格変動リスクに対する指針・参考事例集を策定するなど小売電気事業者による自主的な取組を促しております。また、引き続き、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について、審議会等で議論していきます。
116	15 p 4 (1) 2) 休廃止時における規律の強化	需要家保護のための規律の強化はいうまでもないが、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備がなされていないために撤退を余儀なくされる新電力を出さないことこそが望まれる。	競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について、審議会等で議論していきます。
117	18 p 4 (2) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備	FIT電気が固定価格で買い取られているにもかかわらず、新電力におおられるときには市場価格に連動することにより、新電力の調達価格が固定価格を上回る状態となっている。FIT電気の会費可能費用の算定方式を見直し、市場価格ではなく、電気の平均製造原価とすべき。すくなくとも、固定価格を上回らないようにすべき。	FIT再エネ電気は、国民負担により設置された発電設備から発電されたものであり、そこから得た収益は、適切に国民負担の軽減に還元されるべきとの観点から、市場価格と連動することとしています。
118	P6 3) 緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援	原子力について利用することに触れているが、原子力発電の利用は適切でない。	エネルギー政策を進める上では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る、S+3Eの大原則が重要であると考えております。この原則を前提に、エネルギー基本計画に記載がある通り、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」方針としております。なお、原子力については、いかなる事情よりも安全性が最優先であり、自然災害への対応も含め、今後とも独立性の高い原子力規制委員会が厳格に規制を行っていく方針に変わりはありません。
119	P12 1) 総論	カーボンニュートラル実現に向けて、ヒートアイランドに触れるべきである。	頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
120	5 ページ (2) 1) 総論	5 ページ (2) 1) 総論「発電部門の自由化は早くから行われ」「再生可能エネルギー導入が急速に進んでいる」とのことですが、送配電網の完全な独立体制がなく、従来の大手電力会社に有利となっているため、新電力会社との公平な競争が妨げられてきたと思います。しかも欧州のように再エネの優先接続・優先給電の仕組みがなく、九州電力などは太陽光発電の抑制を何度も繰り返してきました。昨年4月には17回、6月、10月にも7回もの太陽光発電を抑制しており、再エネを主電源にという国の政策が全く無視されてきたとしか思えません。このような状態が放置されたまま電力の供給危機などと言われても、一般国民には釈然としないものがあります。地域的に問題があるというなら、地域を超えて電力の融通ができる仕組みを急いで頂いたらいかがなものかと思えます。これもぜひ以前から指摘されていることです。このような問題をすみやかに解決することを優先して頂きたいと思えます。	再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると見込まれる時に、電力システム全体の安定供給を支えるべく、需給バランスを保つために行われるものです。再エネ出力制御量を可能な限り低減するため、蓄電池の導入や、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備などの取組を進めてまいります。
121		「容量市場」については「4年前に行われるオークション」を通じて供給力を確保することですが、その時必要な供給力が4年前に正確に把握され得るという保証ができるのか。	需要や供給力の見通しは変化するため、実需給の1年度前の時点で、追加オークションの開催判断を行うこととしております。
122		今後の電力系統連系は、柔軟性を高めることが最大の課題であり、これまで行ってきた出力抑制は無くしていくべきだ。	再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると見込まれる時に、電力システム全体の安定供給を支えるべく、需給バランスを保つために行われるものです。再エネ出力制御量を可能な限り低減するため、蓄電池の導入や、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備などの取組を進めてまいります。